# 皇室事項

宮内庁

## 平成二十四年歌会始のお題及び詠進歌の詠進要領

一　平成二十三年一月十四日
　平成二十四年歌会始のお題
　「岸」と定められました。
　（注）お題は「岸」ですが、歌によむ場合は「岸」の文字が詠み込まれていればよく、「海岸」「三岸」のような熟語を使用しても差し支えありません。

二　詠進歌の詠進要領
（一）詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
（二）書式は、半紙（習字用の半紙）を横長に用い、右半分にお題と短歌、左半分に郵便番号、住所、電話番号、氏名（本名、ふりがなつき）、生年月日及び職業（なるべく具体的に）を縦書きで書いてください（書式図参照）。
　無職の場合は「無職」と書いてください（以前に職業に就いたことがある場合には、なるべく元の職業を書いてください。）。
　なお、主婦の場合は、単に「主婦」と書いても差し支えありません。
（三）用紙は、半紙とし、記載事項は全て毛筆で自書してください。ただし、海外から詠進する場合は、用紙は随意（但、半紙サイズ二十四㎝×三十三㎝の横長）とし、毛筆でなくても差し支えありません。
（四）病気又は身体障害のため毛筆にて自書することができない場合は左記によることができます。
　ア　代筆（墨書）による。代筆の理由、代筆者の住所及び氏名を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
　イ　本人がワープロやパソコンなどを使用して印字する。この場合、これらの機器を使用した理由を別紙に書いて詠進歌に添えてください。
　ウ　視覚障害の方は、点字で詠進しても差し支えありません。

三　注意事項
　次の場合には、詠進歌は失格となります。
（一）お題を詠み込んでいない場合・短歌の定型でないもの又用紙が縦長の場合
（二）一人で二首以上詠進した場合や毛筆でない場合
（三）詠進歌が既に発表された短歌と同一又は著しく類似した短歌である場合
（四）詠進歌を歌会始の行われる以前に、新聞、雑誌その他の出版物、年賀状等により発表した場合
（五）二（四）に記した代筆の理由書を添えた場合を除き、同筆と認められるすべての詠進歌
（六）住所、氏名、生年月日、職業を書いてないものその他この詠進要領によらない場合

四　詠進の期間
　お題発表の日から九月三十日までとし、郵送の場合は、消印が九月三十日までのものを有効とします。

五　郵便のあて先
　「〒一〇〇―八一一一　宮内庁」とし、封筒に「詠進歌」と書き添えてください。詠進歌は、小さく折って封入して差し支えありません。

六　疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手をはった封筒を添えて、九月二十日までに問い合わせてください。
　また、宮内庁ホームページ（http://www.kunaicho.go.jp/）を御参照ください。

（注）個人情報の取扱いについて
・利用目的　二（二）で記載いただいた個人情報は、歌会始のために必要な範囲で利用します。
・利用及び提供の制限　法令に基づく開示要請があった場合その他特別な理由がある場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。

（様式）

| | |
|---|---|
| お題 | 「岸」 |
| 短歌 | 、、、、、、、、、、、、、、、、、、 |
| | （三折り） |
| 住所 | 〒 |
| | 電話番号 |
| 氏名（ふりがな） | |
| 生年月日 | |
| 職業 | |

（図長）

## 講書始の儀

一月十二日午前十時三十分、宮中において、講書始の儀を行われ、大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所長立本成文は「海洋アジア文明交流圏」、学習院大学教授佐々木毅は「政治の精神」、理化学研究所発生・再生科学総合研究センター長竹市雅俊は「動物組織の構築」について進講した。

# 官庁報告

## 官庁事項

### 東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年1月14日

東北地方整備局長　青山　俊行

| | |
|---|---|
| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
| 一般国道 | 112号 | 山形市元木二丁目629番2から同市元木一丁目636番2までの上下線 |

### 北海道開発局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道開発局及び同局旭川開発建設部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成23年1月14日

北海道開発局長　高松　泰

1　河川の名称　天塩川水系名寄川
2　河川管理施設の名称又は種類　河川管理用光ファイバケーブルの芯線及びそれに附属するクロージャの部分
3　河川管理施設の位置

| 河川の名称 | 位 | 置 |
|---|---|---|
| 天塩川水系名寄川 | 左岸 | 東橋地点 |
| | 右岸 | 東橋地点から真勲別頭首工地点まで |
| 〃 | 〃 | 真勲別頭首工地点から真勲別水位観測所地点まで |
| 〃 | 〃 | 真勲別水位観測所地点から栄橋地点まで |
| 〃 | 〃 | 栄橋地点から上名寄樋門下流地点まで |
| 〃 | 〃 | 上名寄樋門下流地点から上名寄水位観測所地点まで |
| 〃 | 〃 | 上名寄水位観測所地点から岐阜橋地点まで |
| 〃 | 〃 | 岐阜橋地点から太見橋地点まで |

4　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　ＫＤＤＩ株式会社　札幌エンジニアリングセンター長　愛須　一郎
　住所　札幌市中央区北3条西4丁目1－1
5　管理の内容　河川管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び天塩川水系名寄川河川管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載
6　管理の期間　平成22年10月26日から本協定の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により河川管理施設と他の工作物との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道開発局及び同局旭川開発建設部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成23年1月14日

北海道開発局長　高松　泰

1　河川の名称　石狩川水系忠別川
2　河川管理施設の名称又は種類　河川管理用光ファイバケーブルの芯線及びそれに附属するクロージャの部分
3　河川管理施設の位置

| 河川の名称 | 位 | 置 |
|---|---|---|
| 石狩川水系忠別川 | 右岸 | 東橋地点から東川1号警報局地点まで |
| 〃 | 〃 | 東川1号警報局地点から忠比内橋地点まで |
| 〃 | 左岸 | 忠比内橋地点から上忠比内樋門上流地点まで |
| 〃 | 〃 | 上忠比内樋門上流地点から江卸橋地点まで |